

毎週火・金曜日発行(但休日)に当るときは翌日  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇告示 地方公務員法に基づく公平委員会の事務委託に  
関する事

## 告示

### 鳥取県告示第四百五十二号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七  
条第四項の規定に基づき河原町、国英村学校組合、八上村  
外二ヶ村学校組合、丹比村外二ヶ村学校組合、用瀬町外  
一ヶ村学校組合、大誠村、灘手村中学校組合、関金町、  
上小鴨村学校組合、八橋町、浦安町中学校組合、由良町  
外一ヶ村中学校組合、下郷村外二ヶ村中学校組合、赤碓  
町外三ヶ村中学校組合、法勝寺村外四ヶ村学校組合、手  
間村外二ヶ村学校組合、大高村、県村学校組合、淀江町、

宇田川村学校組合、御來屋町外三ヶ村学校組合、逢坂村  
外二ヶ村学校組合、大幡村、幡郷村中学校組合及び巖村  
外二ヶ村学校組合の公平委員会の事務を次の規約により  
鳥取県に委託を受けた。

昭和二十八年十月十三日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 鈴木 武  
八頭郡河原町、国英村学校組合と鳥取県との  
間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一  
号)第七条第四項の規定に基づき河原町国英村学校組合  
(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定  
する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。  
)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下  
「委託事務」という。)を処理する場合において要す

る経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に  
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

用瀬町外一ヶ村学校組合と鳥取県との間の公

平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一

号)第七条第四項の規定に基き用瀬町外一ヶ村学校組  
合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定

する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下

「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に  
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

八上村外二ヶ村学校組合と鳥取県との間の公

平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一

号)第七条第四項の規定に基き八上村外二ヶ村学校組  
合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定

する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下

「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に  
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

丹比村外二ヶ村学校組合と鳥取県との間の公

平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一

号)第七条第四項の規定に基き丹比村外二ヶ村学校組  
合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定

する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下

「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に  
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

赤碕町外三ヶ村中学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一  
号)第七条第四項の規定に基き赤碕町外三ヶ村中学校  
組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に

規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」とい

う。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

大誠村、灘手村中学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き大誠村、灘手村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規

定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

関金町、上小鴨村中学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務の委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き関金町、上小鴨村学校

組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

八橋町、浦安町中学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務の委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一

号)第七条第四項の規定に基き八橋町、浦安町中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

下郷村外二ヶ村中学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務の委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、下郷村外二ヶ村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

法勝寺村外四ヶ村学校組合と鳥取県との間の公平委員会の事務委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)  
第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、法勝寺村外四ヶ村学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

手間村外二ヶ村中学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務の委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、手間村外二ヶ村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

果村、大高村中学校組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、果村、大高村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

淀江町、宇田川村学校組合と鳥取県との間の  
公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、淀江町、宇田川村学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に  
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

西伯郡御來屋町外三ヶ村中学校組合と鳥取県との  
間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き御來屋町外三ヶ村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に  
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

西伯郡逢坂村外二ヶ村学校組合と鳥取県との  
間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、西伯郡逢坂村外二ヶ村学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に  
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

西伯郡大幡村、幡郷村中学校組合と鳥取県との  
間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、大幡村、幡郷村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に  
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

由良町外一ヶ村中学校組合と鳥取県との間の  
公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、由良町外一ヶ村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に  
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

巖村外二ヶ村中学校組合と鳥取県との間の公平  
委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き、巖村外二ヶ村中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に  
関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町取  
鳥取者鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取